

# 時評



早稲田大学名誉教授  
成能通厚

**政**府は、2004年の学術会議法の改正とそれに基づく改革の成果の確認、また、持続して自主改革に努める日本学術会議との協議や国民との対話もないまま、必要な検証もせず、日本学術会議「改革」を一方向的に強行しようとしている。この法案提出は自民党の専制的な体質をあらわしており、日弁連会長声明にあるように立法事実を欠落させているという致命的な欠陥をもっている。学術会議は今年10月の改選期を迎えて次期会員候補について会員から推薦された約5000名のリストを集めているが、法案では推薦リストを法案成立前に用意することは不可能と見て、新制度による改選を来年4月に変更するとしている。改正法案が1947年の日本学術会議の創設以来の学術会議が果たしてきた国民に対する使命を否定し、日本学術会議が確立した国際的評価の毀損となることを強く懸念する。

イギリスでは国家機関のあいだでdeferenceという「敬讓的態度」がとられる。学術会議は独立の行政委員会であるから、内閣府に従属するものでなく敬讓が払われて当然であるが、政府からは強く攻撃され、その独

## 日本学術会議は 独立性を失うのか

立性をめぐって紛争関係に置かれていると考えられる。だとすれば、内閣府の側が一方向的に学術会議の独立性を損なう主張をし、組織形態の変更を求めることは、紛争当事者の一方が相手の言い分を聞かずに裁定を下すということになり、裁判の基本原則である「自然的正義natural justiceの原則」を踏みにじていることになる。そこで両者の公正かつ理性的な話し合いが可能になるためにも、任命拒否の撤回が内閣側から行われ、「原状回復」の条件下での協議がなされるべきだろう。イギリスでは、1998年「人権法」の制定来、憲法文化に変動が生じて裁判所の裁量の幅が広がった。敬讓が近時改めて問題となるのは専門知を必要とする審判や裁判の増大による。他面、専門家に対しては裁判所が専門家の知に自動的に従うのではなく、その知の深度を問題にするようになってきている(榊原秀訓『行政裁量と行政的正義』2023年、日本評論社、234頁以下)。専門知による現在の困難を克服するために学術会議に期待されることは多大である。けれども必要もない法改正のために時間を奪われている。何と無駄なことだろう。会員候補の任命を拒否し、理由を求めても黙殺する菅首相(当時)の態度に衝撃を受けたようであって、イギリスでは、学術会議が加盟している国際学術会議(ISC)会長のダヤ・レディーが、2020年11月、すなわち任命拒否の直後に書簡を寄せ、日本の学問の自由の状態への憂慮を表明している。私も多少交流があるBritish Academy (Royal Societyが自然系であるの

に対し人文系のアカデミー)も、政治権力の介入に驚きの声明を発していた。警察官僚の官房副長官の助言にしたがった菅の失敗だった。この失策を撤回するのではなく合法化すること、これが法改正のねらいであろう。

学術会議は、内閣府設置法によって2001年に設置される予定の「総合科学技術会議」でそのあり方が検討されることとされ、その結果が出るまで漸次「総務省」に配置されるという屈辱的な扱いを受けることになった。総合科学技術会議は、「日本学術会議の在り方に関する専門調査会」をおき、2003年2月に「日本学術会議の在り方について」という意見書(CST, 2003.2)を具申している。専門調査会の会長は高名な法制史家の石井紫郎だった。他方、学術会議側は、第17-18期(1997-2003年)の会長であった吉川弘之のリーダーシップのもとで、「日本学術会議の在り方に関する論点整理」を出すのが、これがCSTの上記の専門調査会の意見書に反映され、2004法改正が実現するのである。この間の展開について広渡清吾が印象的な分析を加えている。(広渡清吾『社会投企と知的観察』2022年、日本評論社、83頁以下)。屈辱的な立場からの逆転ははからずもこの二人のリーダーによって「科学者コミュニティ」の手での2004年法の成立となった。政府の法案は、「選考諮問委員会」を新設して徹底的に独立性を破壊するという驚くべき意図を持つのであり、現行法の否定である。(2023.3.27執筆)

(かいのう みちあつ)